

# 就学援助制度についてのお知らせ

石川町教育委員会

石川町では、お子様が町立小・中学校に通学するうえで経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して、必要な援助を行う「就学援助制度」を設けています。

## 1. 就学援助の内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、修学旅行費等

## 2. 就学援助の対象・認定基準

就学援助制度には認定の基準があります。

町内に住所を有し、石川町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒又は入学を予定している者の保護者で、かつ、下記のいずれかに該当し、世帯全員の前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に属している人などが対象です。

世帯と表記していますが、同居している家族等全員が対象です。また、同居していなくとも単身赴任等で世帯を別にしてしている場合、事実上の婚姻関係にありながら世帯を別にしてしている場合でも同世帯として扱い、このような方を含めずに申請した場合は虚偽の申請となりますのでご注意ください。

- (1) 生活保護を受けている
- (2) 町民税が非課税である（18歳以上全員）
- (3) 町民税が減免または猶予されている（学生を除く18歳以上全員）
- (4) 個人事業税の減免または固定資産税の減免を受けている
- (5) 国民年金の掛金の減免を受けている（学生を除く18歳以上全員）
- (6) 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
- (7) ひとり親家庭などで児童扶養手当※の支給を受けている

※「児童手当」とは異なり、母子・父子家庭等が対象で、申請により所得要件等で認定され支給されるものです。

- (8) 世帯更生貸付制度による貸付を受けている

### <参考所得額モデル>

モデル世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
	母(40歳) 子(小2)	父(40歳) 子(中1)、子(小4)	父(40歳) 母(40歳) 子(中1)、子(小1)	父(40歳) 母(37歳) 子(小1)、子(5歳) 子(3歳)	父(40歳) 母(37歳) 子(中1)、子(小5) 子(小1)
認定の基準となる世帯の所得の目安(年額)	180万円程度	250万円程度	310万円程度	310万円程度	360万円程度

※上記はモデル世帯です。世帯委員の人数が同じでも、世帯構成(祖父母等)や年齢などにより基準金額は変わります。

※ 住宅や車のローン支払いで生活が苦しいという理由では該当しません。

※ 教育委員会で世帯の所得を調査し、審査を行います。必要に応じ、民生委員に意見を聞くことがあります。審査結果(認定または不認定)は通知でお知らせします。

### 3. 申請方法

「就学援助申請書」の用紙へ、必要事項を記入のうえ、各学校の申請期限までに学校に提出してください。申請書用紙は学校にあります。

また、申請後、一定の基準に該当した場合、地区担当の民生児童委員に家庭状況等の相談を受ける必要があります。（詳細については、認定された方へ教育委員会より後日通知します）

### 4. 申請期限

各学校で申請期限が設けられておりますので、各学校にご確認ください。

なお、上記期限以降も随時申請を受け付けておりますが、上記期限以降に申請した場合、認定された月の翌月分からの支給となるため、支給対象となる費目は支給月以降の経費に限られ、学用品等購入費、学校給食費は月割となります。

### 5. 支給期日

学校を通して各学期末に支給されます。支給方法については、各学校にお問い合わせください。

事務担当：石川町教育委員会学校管理係 電話 0247-26-9135